

会議録

会議の名称	平成 22 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 23 年 1 月 25 日（火曜日）19 時 00 分から 20 時 23 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：横山委員、前川委員、村田（磐）委員、平山委員、村田（秀）委員、玉置委員、石田委員、新倉委員、植松委員、吉岡委員、清水委員、土方委員、松川委員、澤田委員 欠席委員：廣川委員 事務局：市長 坂口、市民部長 下田、保険年金課長 冥賀、国保給付係長 貫井、国保加入係長 新井 国保加入係主査 昆野
議題	平成 23 年度 国民健康保険料の見直し その他
会議資料の名称	資料 1 諮問第 1 号に対する答申書（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1. 開会</p> <p>○清水会長： ただいまより平成 22 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会を開会します。 まず、本日の会議は定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。 廣川委員については、事前に御欠席の御連絡がございました。</p> <p>2. 会議録署名委員の指名</p> <p>○清水会長： 会議録署名委員の指名ですが、本日は、石田委員と新倉委員にお願いしたい。</p> <p>（傍聴者確認）</p> <p>○事務局： 傍聴者の方はいらっしゃいます。 （傍聴者入室）</p> <p>3. 議題</p> <p>（1）平成 23 年度 国民健康保険料の見直し</p> <p>○清水会長：</p>	

本日の議題は、平成 23 年度国民健康保険料の見直しということですが、前回の運営協議会で、平成 23 年度は保険料率の改定を行わないで限度額を上げるということで決定しました。答申案について、事務局から説明をしていただいて、その後、質問を受けたいと思います。

○事務局：

(資料 1「諮問第 1 号に対する答申書(案)」に沿って説明)

○清水会長：

それでは、答申文、付帯意見に関して御意見がありましたらお願いします。前回まで皆さんと御協議した結果を盛り込んでいただいているのですけれども、まだ足りないという部分がありましたら、どうぞ。あるいは、こんなことはよろしいのではないかと、削除するところもあればおっしゃっていただきたいと思います。

○村田(秀)委員：

特に意見はございません。よくできた案だと思います。

○平山委員：

この答申書でいいのではないかと思います。

○村田(磐)委員：

特にありません。

○前川委員：

「リーマンショック以降の」という表現ですが、「回復傾向が見られるものの」という形でいいのでしょうか。最近、2~3カ月の内閣府の予想からいくと、必ずしもこういう状態ではないですね。むしろ、2008年からの世界経済同時不況は「穏やかながら」と書いてありますが、「穏やかな回復傾向は足踏み状態にある」という形で、単純に回復傾向が見られるというような認識はかなり違っているのではないかと思います。経済産業状態を把握するときに、今現在は回復傾向が見られるというよりもむしろ足踏み状態になっているという表現に変えてもらわないと、必ずしも、見送ることに対する理由にならない。かつ、雇用情勢もいまだに厳しい状態が続いている。回復傾向にあるのだったら、雇用情勢もそのうちよくなるのではないのかというような判断になるのではないかとと思われるので、その表現を変えてもらいたいと思います。

それから、「中間所得層の負担軽減」ということなのですが、中間よりも下の所得層はどうなのだという疑問が出てくるので、これは言わなくても当然そこら辺は影響しないということなのですかね。わざわざ「中間所得層の負担軽減」と言ったということは、ここに

だけ押しつけるという意味なのか、そのところはニュアンスがよく伝わらない。

○事務局：

この言い回しなのですが、限度額の引き上げに対して厚生労働省がこういう言い回を使っております。限度額を上げるということは所得の高い方に負担をいただくこととなります。ですから、上限を引き上げることによって料率改定は多少とも低く抑えられるという考え方があるのではないかと考えております。それによって、料率を変えれば所得割を何パーセントという状況で変えた場合、全所得者の方に負担をいただくということになりますので、そうしたときに、限度額を上げることによって少しでも料率を抑えるという意味合いで、こういう表現を使っています。

○前川委員：

そうすると、広い意味では低所得者層も入るということですか。

○事務局

所得層をどう見るかなのですが、今の加入状況からするとかなりの方が非課税世帯の方ですから、所得割を上げて影響のない世帯もかなりいらっしゃいます。一番負担が重たいといえますか、その点で中間所得層という言い回しを使っている状況です。

○前川委員：

裏面の付帯意見の2で、「健康づくりに関連する事業の充実」というのは具体的には何かあるのですか、どういったものを想定しているのですか。

○事務局：

市では、今いろいろな事業を行っております。健康課が担当していますが、その中で、健康相談から、特定健診を受けた方に保健指導を行うというような事業や予防接種事業などいろいろな関連する事業が健康づくりに反映するという意味合いにさせていただいています。

○前川委員：

健康相談、保健指導、予防接種、この3つですね。

○事務局：

スポーツに関連する事業など細かい事業名を挙げれば切りがないのですが。

○清水会長：

世界経済同時不況から云々というところの表現もというお話でしたが、このところは

いいですか。

○前川委員：

足踏み状態というところに入れておく必要があるでしょうね。これだと、認識がかなり間違っている状態だと思います。回復傾向が見られるという状態ではないわけですね。

○清水会長：

ただ、私は「穏やかながら」ではなくて「緩やかながら」というのがいいのではないかと考えています。「回復傾向にある」ということは全部回復しなくてもいい、横ばいでもいいということもここに入ると考えてみたのですが。

○前川委員：

横ばいというのは回復傾向ではないのではないですか。横ばいというのは横ばいであって、フラットでしょう。プラトリーな状態になっているということだから。

○清水会長：

不況から回復しながら、平らな状態に今あるという、そういう読まれ方もすると思ったのですが、この辺の表現ですね。

○事務局：

今の言い回しなのですが、リーマンショック以降の世界経済同時不況から、ゆるやかながら回復傾向を示していたが、足踏み状態となっているという表現で切らせていただいて、かつ、雇用情勢もいまだに厳しい情勢が続いているというような形では。

○前川委員：

いいですよ。

○横山委員：

特にありません。

○吉岡委員：

質問はないのですが、毎年同じようなことばかり繰り返していますので、抜本的な改正はできないかと思っております。

○植松委員：

特に問題ないです。

○新倉委員：

賦課限度額、3つありますけれども、大体予想されたとおりの金額なので、ほかの自治体を見ても、さほど、西東京市が高いわけでもないし低いわけでもないというところで妥当なところかなと思うのですが、付帯意見として、国とか東京都にもう少し財源の補助を強く求めるような文章でお願いできればと思います。

○清水会長：

もう少し強めの言葉でということですが。

○事務局：

具体的には、西東京市単独で要望というわけにはいきませんので、市長会を通じて東京都には、毎年のように要望を提出しているのが現状です。補助金の増額までにはなかなか結びついていない状況ですけれども、今後とも引き続き要望していきたいと思っております。

○石田委員：

今の新倉委員の意見ですが、付帯意見の3番で、「国・東京都へ補助金の増額及び財源構成を含めた保険制度の抜本的な見直しを要望すべきである」と。保険制度の抜本的な見直しを市が独自に要望できるものなのかどうか。保険制度の見直しというのは政権が変わるごとにいろいろ言われているので、本当に見直しを市はやっているのですか。財源の増額を要望するのはいいと思いますが、本当に見直しを要望できるかどうか。ここにあって書く必要があるのかどうか。

○玉置委員：

付帯意見の3の部分で、どこまで市が国や東京都レベルに物を言えるのかという問題は、現実問題としてはできないのだろうと思います。でも、言わざるを得ないのかなど。というのは、どうしてかということ、どこに財源を拠出させるかということで、恐らく市単位の国保と都道府県レベルのどちらかの綱引きになっていて、最終的に調整交付金みたいなものを、都とか国が資金を出してやるのですが、足りない部分は絶対に調整されないで、ある部分はどうしても、調整金や補助金で達成されない部分を市が被るという図式になるのはわかっているわけですね。だから、その辺に牽制する意味で、実際問題としては市が独自で保険制度を財源も含めて組み直すことは無理なのですが、そのときに市の負担が大幅になっては立ち行かなくなるので、それはしっかり要望するという建前論としてあってもいいのかなと思います。

○清水会長：

書いても、差し障りはないと。

○石田委員：

実際に市は保険制度の抜本の見直しを要望しているのですか。してないでしょう。

○清水会長：

ただ、ここの協議会ではいつも値上げどうのこうのというのは結局、最終的には財源不足もそこに行くのではないか。

○石田委員：

財源のことはわかるのですが、保険制度の見直しというのはかなり高度なことですよ。

○事務局：

石田委員のおっしゃるとおりだと思います。保険制度というのはかなり大きなテーマで、なかなか、根本的な制度の提案を西東京市から発するというわけには確かにいきません。当然、国保を運営している保険者として、今の財源構成が厳しい中で、国・東京都への補助金の増額、それとあわせて、今回新たな高齢者医療制度がスタートするというので、それについてのこういう形だけでもという示された制度に対して意見を出すということはできますけれども、抜本的な保険制度自体を考えて、それを提案するというまでは、なかなか難しいです。

○前川委員：

先ほどおっしゃっていた市長会ではテーマになっているのですか。

○事務局：

保険制度自体をこういうふうに変えたらどうですかという形で、国・東京都に対しての御意見、提案という形では出しておりません。今、都内の保険者はみんな一般会計から繰り入れしながら運営しているのが実情ですので、それに対して補助金額を拡大してほしいという要望を毎年出しています。

○玉置委員：

踏み込めないと思うので。保険制度の抜本的な見直しをする際の財源構成を何とかしてほしいという、反対の文章になるのかな。それだったらわかります。

○石田委員：

そうですね。それならまだわかる。

○玉置委員：

保険制度の抜本の見直しに伴っての財源措置ということですね。

○清水会長：

保険制度の中の財源構成の見直しですよ。

補助金の増額及び保険制度の中での財源構成の抜本的な見直し、それで通じますか。

○植松委員：

あと一つ、医療保険制度というふうに、「医療」を入れた方がいいと思います。

○清水会長：

医療保険制度の中での財源構成の抜本的な見直しですか。

○石田委員：

その方がわかりやすい。

○清水会長：

保険制度の中の財源構成ですものね。それで苦労しているのですものね。そのような直し方でいいでしょうか。ほかに何かありますか。

○澤田委員：

特別にはございません。

○土方委員：

特にございません。

○玉置委員：

先ほどの付帯事項のことではなくて、答申事項の(1)なのですが、文章の前半部分は据え置きにするということが書いてあるわけですよ。「ただし」以降については賦課限度額を引き上げるということの結論に至ったということなのですが、このところは文章的にもうちょっとできないかなと思うのです。例えば後段部分の最後から2行目のところ、「所得層の負担軽減という趣旨に鑑み保険料率は据え置くものの賦課限度額のみを引き上げる」と。料率は据え置くけれども、賦課限度額のみは上げるのだというところがはっきり出るような。結論ですから。そこをきちんともう1回書くべきだなという感じがします。

○清水会長：

「なお、見直し額としては」というのが、これは文章的には、それを中に入れないとこれがメインではないかなと思って。

○玉置委員：

保険料率は据え置くものの賦課限度額は引き上げるというのが結論なので、ここまでは、そこに至った経緯、その理由が書いてあるわけですから、そこをもう少し強調するような書きの方が答申としてはわかりやすい。ずらっと読んでみると何だかよくわからない感じがするので、一番重要なのは、保険料率は据え置くのだけれども賦課限度額は上げるのだと。その賦課限度額は、平均的な周囲の市から見てのものなのだという部分が大事なので、そこをもう少し強調した方がいいのではないのでしょうか。

○清水会長：

では、ここの文章はどういうふうにしましょうか。協会けんぽ云々のところまではいいですよ。近づけるとの方針が示されており」まではいいですよ。そこまで全部入れかえないとだめかな。4万円云々というのも。

○玉置委員：

賦課限度額を切り上げるというセンテンスで1回切っておいて、その前段の保険料率を据え置くという部分を集めて最終的な結論、3段階でやった方がいいのではないですか。「賦課限度額を協会けんぽの限度額に近づけるとの方針が示されており」で1回切るぐらいで。最終的に、賦課限度額のみを引き上げると。

○清水会長：

ここまで行きますか。法改正が予定されているというところまで。次の「国からは」というところから変えればいいのでしょうか。協会けんぽ云々というのは要らないかもしれない。

○玉置委員：

「国の動向を見ると」というセンテンスと、「国からは」というのは、同じ「国」ですよ。ね。

○前川委員：

確かに、協会けんぽのところは要らないですよ。特に強い理由にならない。

○玉置委員

むしろ入れるのだったら続けちゃった方がいいですよ。同じ国の動向なのだから。

○清水会長：

ここは限度額のことについてのことだから、センテンスは別にしなくてはならないけれ

ども、「国の動向を見ると」という。

○玉置委員：

されており、「国からは」というのは要らない。そのまま、「賦課限度額を協会けんぽの限度額に近づけるとの方針が示されている」と、そこで切ったらどうですか。「国の動向を見ると……予定されており」というふうにつなげたら。

○清水会長：

逆に、国からは云々は取って、「法改正が予定されている」で切って、「今後の動向を考慮する」とのところに続けて、その下の文を何とか考えたらだめなのでしょうか。

○玉置委員：

けんぽはやめちゃってですか。

○清水会長：

ええ、けんぽ云々は要らなくて。これは話の中で、御説明でされた部分なのですけれども。国の動向が書いてあって、その動向を考慮しながらこうなるという結果になったということで決められるかなと思うのですけれどもね。そうしたら、このままでいいんじゃないですか。「なお、見直し額」を取って。

○植松委員：

「なお、賦課限度額は平成 22 年度法改正後の額とする」ですか。

○清水会長：

「国からは」云々から「方針が示されており」というところまでは切って、この 2 行は。「中間所得層の負担軽減という趣旨に鑑み賦課限度額は平成 22 年度法改正後の額とする」。それで済んじゃいますね。

○新倉委員：

そこを取っちゃうと、「ただし、国の動向を見ると」で文章がつながっているわけですね。だから、「国の動向は」ではないですか。

○清水会長：

ただし書きの次ね。「ただし、国の動向は、平成 22 年度地方税法改正により、賦課限度額を 4 万円増額し、平成 23 年度にはさらに 4 万円を増額する法改正が予定されている。今後の動向を考慮するとともに中間所得層の負担軽減という趣旨に鑑み賦課限度額を平成 22 年度法改正後の額とする」とか、あるいは「額に引き上げるとの結論に至った」。協会けん

ぼ云々は要らないのではないですか、どうでしょう。「近づけるとの方針が示されており」というのを強調したいのでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

○事務局：

当然、取っていただいても結構です。例年、法改正で、限度額を上げているスパンが大体2年に1回ぐらいだったのですね。それが、22年度引き上げ、引き続き23年度も上げるという中で、国の今後の方針というのが示されておりまして、それが協会けんぽの93万円に近づけるといような話が出ていたものですので、今回この中に入れさせていただいたというだけですので、委員の皆様の御意見で削除していただいても結構です。

○清水会長：

いかがいたしましょうか。

○石田委員：

上げる理由としては入れておいてもいいのではないですか。上げる理由がないと、何で上げたということになる。

○清水会長：

では、そっくり残しますか。

○玉置委員：

残すときに、続けちゃった方がいいのではないですか。「4万円を増額する法改正が予定されており、賦課限度額を協会けんぽの限度額に近づけるとの方針が示されている」というふうに、一まとめに。

○清水会長：

22年度に4万円上げて、23年度にもまた4万円上がるのですよ。それは入れないと。

○玉置委員：

協会けんぽの限度額に近づけるといの方針の上でなっているわけだから、一緒の文章だと思います。続ける文章だと思います。

○前川委員：

もしそれが1つの理由だとしたら、22年度に4万円増額した区は全部上がっていますが、後に、こういう限度に近づけるといの方針から23年度はというふうにした方が、むしろはっきりしますよね。本当にそうなら。だ一と羅列しているだけで、ちょっとわかりづらいといえればわかりづらいのですよね。なぜ突然、協会けんぽなんていう話が出てくるん

だという形になってしまうので、これに近づけようとしているから 22 年度に引き続き 23 年度もさらに上げようとしているのだよということであれば、そうしておいた方が。なぜ協会けんぽの話をするのですかという、ここだけで見ればちょっとわかりづらい。

○玉置委員：

その方がいいかもしれない。間に入れた方が。

○清水会長：

協会けんぽを入れるならね。

○前川委員：

要らないと思うけれども。

○清水会長：

私も要らないと思うけれども。

○前川委員：

入れた方がわかりやすいというのであれば。

○清水会長：

でも、結論に至った考え方だから、確かに協会けんぽの話も出ましたので、経過としては入れた方がいいのかもしれないですね。

○平山委員：

保険料率の見直しはしないがというのを入れた方がいいのではないかという御意見もありましたけれども、それは別に入れなくてもいいのですか。「中間所得層の負担軽減という趣旨に鑑み保険料率の見直しはしないが賦課限度額を引き上げるとの結論に至った」というような言い回しをした委員の方がいたのですけれども。

○清水会長：

上の部分でも、改定は見送るということにしたから。下は限度額についての文章ですのでね。

○平山委員：

はい、だったら、それでいいです。

○清水会長：

いかがいたしましょうか。事務局、まとめられませんか。

○事務局：

先ほど御意見をいただいた中でまとめますと、「ただし、国の動向は、平成 22 年度地方税法改正により、賦課限度額を 4 万円増額し、賦課限度額を協会けんぽ（旧政府管掌保険）の限度額に近づけるとの方針から、平成 23 年度はさらに 4 万円増額する法改正が予定されている」という形で、間に協会けんぽの話を入れさせていただければ流れるのかなとは思うのですけれども。その後、「今後の動向を考慮するとともに」、ここで先ほど平山委員がおっしゃられた、「保険料率は据え置くものの、中間所得層の負担軽減という趣旨に鑑み賦課限度額を平成 22 年度法改正後の額に引き上げるとの結論に至った」という形ではいかがでしょうか。

○玉置委員：

今のでいいのですが、「今後の動向を考慮するとともに」というのを段を変えて、「中間所得層の負担軽減という趣旨に鑑み保険料率は据え置くものの、賦課限度額は平成 20 年度法改正の額に引き上げるとの結論に至った」という、結論の部分の「なお」というのを一緒にして段落を変えた方がいいですよ。

○清水会長：

「なお、見直し額」の「なお」は要らないですよ。

では、どうでしょうか。直したものを最初から読んでいただけますか。

○事務局：

最初の部分で、「平成 23 年度における国民健康保険の収支バランス推計から、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額において、現行の保険料率では賄うことができず大幅な財源不足が見込まれるところではあるが、過去 3 年間据え置いていた基礎賦課額の保険料率を平成 22 年度に引上げたことやリーマンショック以降の世界経済同時不況から緩やかながら回復傾向を示していたが足踏み状態となっている。かつ、雇用情勢もいまだに厳しい情勢が続いていることなどから保険料率の改定は見送ることとする」ということで、保険料率は、こういう情勢なので見送りますよというのを 1 段目にしまして、「ただし、国の動向は、平成 22 年度地方税法改正により、賦課限度額を 4 万円増額し、賦課限度額を協会けんぽ（旧政府管掌保険）の限度額に近づけるとの方針から平成 23 年度にはさらに 4 万円を増額する法改正が予定されている」。ここで切りまして、段落をこの下に、「よって、保険料率は据え置くものの、今後の国の動向を考慮するとともに、中間所得層の負担軽減という趣旨に鑑み賦課限度額を平成 22 年度法改正後の額に引き上げるとの結論に至った」ということで、3 つに分けた形ではいかがでしょうか。

○清水会長：

今、読んでいただきましたとおりでいいですか。

結論の部分は前回決めたものであり、後ろのページの付帯意見も先ほど伺いました。3番目の「保険制度」のところを「医療保険制度」というふうに、「医療」を入れるという御意見が植松委員から出ましたので、それを入れさせていただきます。

では、これでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○事務局：

最後の付帯意見の3のところの確認をさせてください。下から3行目の「国・東京都への補助金の増額」ここまではよろしいですね。

○清水会長：

はい。

○事務局：

「及び医療保険制度の中での財源構成の抜本的な見直しを要望すべきである」でよろしいでしょうか。

○清水会長：

はい、それでいいです。

では、10分ほど休憩させていただきます。

(午後7時50分 休憩)

(午後8時07分 再開)

○清水会長：

再開させていただきます。

(答申書配付)

お目通しください。

(市長入室)

○清水会長：

市長が参られましたので答申書をお渡ししたいと思います。

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会 会長清水文子

諮問第 1 号に対する答申書

平成 22 年 12 月 22 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記 1 諮問事項 平成 23 年度 国民健康保険料の見直し

2 答申事項

(1) 結論に至った考え方

平成 23 年度における国民健康保険の収支バランス推計から、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額において、現行の保険料率では賄うことができず大幅な財源不足が見込まれるところではあるが、過去 3 年間据え置いていた基礎賦課額の保険料率を平成 22 年度に引上げたことやリーマンショック以降の世界経済同時不況から緩やかながら回復傾向を示していたが足踏み状態となっている。かつ、雇用情勢もいまだに厳しい情勢が続いていることなどから保険料率の改定は見送ることとする。

ただし、国の動向は、平成 22 年度地方税法改正により、賦課限度額を 4 万円増額し、賦課限度額を協会けんぽ（旧政府管掌保険）の限度額に近づけるとの方針から平成 23 年度にはさらに 4 万円を増額する法改正が予定されている。

よって、保険料率は据え置くものの、中間所得層の負担軽減という趣旨に鑑み賦課限度額を平成 22 年度法改正後の額に上げるとの結論に至った。

(2) 結論

1.基礎賦課額の賦課限度額 47 万円から 50 万円

2.後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額 12 万円から 13 万円

3.介護納付金賦課額の賦課限度額 9 万円から 10 万円

なお、出産育児一時金については、国において、平成 23 年 3 月までの暫定措置としている 42 万円（産科医療補償制度加入の分娩機関で出産時）の支給額を 4 月からは恒久化する政令改正を予定しており、当市においても政令改正に合わせて恒久化を図る必要がある。

「付帯意見」

1 国では、昨年末に後期高齢者医療制度廃止後の高齢者のための新たな医療制度等について最終とりまとめが行われた。法改正を経て、平成 30 年度には全年齢を対象とした国保の広域化を図る方針が示された。

今後は、都道府県単位の運営に向けて、東京都が策定する広域化等支援方針に沿って保険料の賦課方式や料率等の見直しが必須となるが、被保険者への影響を考慮し、段階的に見直しを行うこと。

2 市では、市制誕生 10 周年を記念して、「健康都市宣言」を行う。この機会に健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、保険者としても特定健康診査の受診率の向上やジェネリック医薬品利用差額通知の発行など医療費の縮減に向けた取組を実施し、国保財政の健全化を図ること。また、負担の公平性の観点からも徴収率の向上を図ること。

3 高齢化や医療の高度化により医療費が増加し、今後とも保険給付費が伸びると予測されるが、被保険者の中心が高齢層と低所得者層となっている現状からして、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であり、被保険者の負担軽減や一般会計の負担縮減を図るために国・東京都へ補助金の増額及び医療保険制度の中での財源構成の抜本的な見直しを要望すべきである。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長、市長に答申書を手交)

(市長あいさつ)

○清水会長：

市長に答申書を差し上げて、とりあえずは今回の運営協議会の議事は終わるのですけれども、事務局の方で何かありますか。

○事務局：

付帯意見1の中で出ておりました、新たな高齢者医療制度についての状況でございます。先月、高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめについて御報告をさせていただいたところですが、先日、厚生労働省が新制度の施行期日について当初予定の25年3月から、26年3月以降に先送りするというを正式に表明しております。したがって、最短でも1年先送りという状況で、今回の通常国会が開かれているところですが、法案としての提出がされていないというような状況でございます。そのような状況を御報告させていただきます。

○清水会長：

ということで、きょうの審議事項はこれで全部済みしましたので、本当に長い間ありがとうございました。

(事務局あいさつ)

4. 閉会

○清水会長：

それでは、閉会します。